

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

人事労務センター（所長・大隈昭子）より、人事労務通信をお届け致します。

「人事労務通信」は、事業の発展と雇用環境の改善のための情報や社会保険・労働保険の手続きに関するご質問等に対応できるような通信としたいと思います。

ぜひ、質問や感想をお寄せください。

緊急

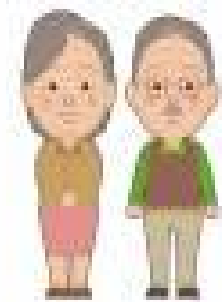
## 法改正情報

### ☆ 高齢者雇用安定法の一部改正 ☆

平成25年4月1日から65歳までの希望者全員の雇用確保をはかるための法律が施行されます。

今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みを廃止し、今後は、希望者全員を継続雇用する制度とする必要があります。

ただし、平成25年3月31日までに労使協定により対象者を限定できる制度を採用している企業は、12年間（平成37年3月末まで）の経過措置が認められます。



例えば、平成25年度に60歳の定年を迎える人は厚生年金受給が61歳からとなり、継続雇用がなければ「無年金、

無収入」となる人が出てきます。

労使協定を締結している企業は、年金が受給できる年齢に達した人については、労使協定の「対象者を限定できる仕組み」が認められます。

現在60歳に達する労働者がいない場合でも、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じる必要があり、制度の導入がない場合は高年齢雇用安定法違反となります。

**法改正に伴う就業規則の変更手続き、労使協定の内容等について、お気軽にご相談ください。**

## 本物の金メダル、重っ!!

ロンドンパラリンピック ゴールボール  
 ゴールドメダリスト

浦田理恵さんとご一緒しました。



（2月8日福岡大樹ライオンズクラブの例会）

覚えていませんか?ロンドンオリンピックと同時に開催された障がい者オリンピック、パラリンピックのゴールボール（鈴が入ったボールを転がして得点を競う競技）で金メダルを取った日本チーム。その中心選手である浦田理恵さんのお話を聴く機会を得ました。

ライオンズクラブのメンバーである山本華世さんとのトークは軽妙で、中途失明した時から前向きに進みだしたお話、それを支えた家族の皆さんのお話をさらっとお話され、「音で観える」という理恵さんに、華世さんが「音が観えるって、理恵ちゃんは、観音様だね」には、その生き方・姿勢そのものを感じ、感動しました。

## 助成金を活用して雇用環境の改善をはかりませんか？

\* 助成金情報を毎回お知らせします。

今回は、地域求職者雇用奨励金です。

### 地域求職者雇用奨励金

雇用機会が量的に不足している地域（同意雇用開発促進地域）内において工場や事務所の新設、増改築や機械設備の購入を行い、それに伴い新たに対象労働者として地域求職者を雇入れる場合、設置・整備に要した費用の一部を助成する。

#### 主な支給要件

- ① 同意雇用開発促進地域または、過疎等雇用改善地域において、事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置（合計額が300万円以上）を行う事業主であること。

※同意雇用開発促進地域とは次の通りです。

田川、飯塚、中間遠賀、直方、行橋、筑後地域は、平成25年9月30日までの指定期間  
福岡南、福岡西、福岡東地域（ハローワークの管轄のうち福岡市を除く）は、平成25年3月31日までの指定期間

- ② 上記①の設置・整備に伴って、当該地域に居住する者（※地域求職者）を雇用保険被保険者（但し、トライアル雇用など対象者とならない労働者を除く）として3人（創業事業主の場合は2人）以上雇入れること。
- ③ 事前に（※上記の指定期間までに）福岡助成金センターに対して、設置・整備や雇入れについての計画書を提出していること。
- ④ 設置・整備及び労働者の雇入れを行う事業所が、雇用保険適用事業所であること。
- ⑤ 計画日から完了日までの間に事業主都合で雇用保険被保険者を離職させていないこと。
- ⑥ 全従業員の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること。

- ⑦ 労働関係法令（労働基準法、改正高齢法等）に違反していないこと。

- ⑧ 労働保険料を滞納していないこと。

#### 助成内容

工場や事務所の新設や増改築、機械・設備の購入に要した費用と雇入れる労働者の数によって、次のような奨励金が1年ごとに最大3年間（3回）支給されます。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円～1000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1000万円～5000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

\*詳細は、お気軽にお問い合わせください

#### Q&A

Q：介護保険料は、40歳からの徴収と聞いていますが何歳から何歳まで徴収するのでしょうか？

A：介護保険料は、40歳の誕生日（誕生日の前日が属する月）から、65歳の誕生日（誕生日の前日が属する月）の前月分までが事業所での徴収となります。

具体的に給与から控除して納付するのは、保険料の納付形態が、翌月納付の場合は翌月支給の給与からの控除となります。

納付は、毎月の月末に管轄の年金事務所に納付します。（多くの事業所では、口座からの自動引き落としとなっていると思います。）

尚、65歳以降は、介護保険第1号被保険者となりますので、市町村からの徴収となり、事業主の徴収義務はなくなります。

質問や感想をお気軽にお寄せください。

Eメール akiko@b-souken.com